

令和 2 年 6 月 30 日現在

機関番号：34522

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2019

課題番号：17K04288

研究課題名（和文）市町村における10代虐待児の問題行動への支援実態と支援モデル作成の試み

研究課題名（英文）An attempt to develop a support model for teenage children who have been abused in municipalities

研究代表者

加藤 曜子（KATO, Yoko）

流通科学大学・人間社会学部・教授

研究者番号：90300269

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、要保護児童対策地域協議会で取り組む15～18歳未満の虐待被害児の実態を明らかにし、相談員のための支援モデルを作成した。15歳以上の未解決の上位は「子どもに気になる行動が継続している」、「家族間のトラブル」で、18歳以後も支援の必要性が示唆された。援助拒否事例は3割を超え、10年以上関わっていても子どもに会えない例が含まれた。市区町村の要対協の在宅支援は親対応に重きが置かれる傾向にあるが、子どもおよび家族全体をアセスメントし、支援方針を立てるには子どもの面接の工夫が必要となる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

要保護児童対策地域協議会が進行管理する15歳以上の児童についての在宅支援実態の全国調査（聞き取りも含む）は初めてである。また0歳以降に支援をうけなお15歳以上でかかわる例と15歳以上からの支援例に分け分析を試みた。聞き取り調査を実施したうえで、支援者がどのように支援をしていくのかについて、4段階に分けて支援モデルを提出した。15歳以上の子どもの支援には、日の当たらないところでもあり、また社会資源にも限度がある。また18歳以後についても課題が残るため、子ども若者支援地域協議会との連携などについて問題提起した。今後も15歳以上の子どもへの支援に光を当てるよう社会的に提言したことに意義がある。

研究成果の概要（英文）：This study clarified the state of abused children aged 15 to 18 years, who account for only 9% of aid council cases, to develop a support model that considers the qualities and conditions of consultation staff. An exhaustive survey was conducted of all city governments in Japan. Responses were received from 281 cities, yielding a total of 624 cases. The results suggested that support up to 18 years of age is insufficient, with “worried behavior of children,” “trouble within the family,” and “poverty” ranking highest among unresolved issues in cases where children were above 15 years. In addition, in around 30% of cases where assistance was refused. Although home support in cities tends to place importance on parental responses, improvements are required with respect to interviews and the way of conducting consultations to assess children and entire families as well as develop policies for support.

研究分野：児童家庭福祉

キーワード：要保護児童対策地域協議会 在宅支援 15歳以上の子ども 若者 家庭支援 15歳～18歳未満 子ども 若者支援地域協議会 市町村

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

1. 研究開始当初の背景

主任研究者は、要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」と略す場合がある）の前身である児童虐待防止ネットワーク時代から、虐待防止の仕組みである児童相談所や市町村の協力のもと、調査研究を実施してきた。また毎月実施される実務者会議へのかかわりを通し、特にネグレクト事案について、支援が長期化し、実務者が苦心してきている現場を目の当たりにしてきた。その中で、気になったのが、青年期に入る15歳以上の子どもの姿が見えないという点であった。たぶん高校へいっているだろう、たぶんアルバイトをしているだろうなど、子どもたちが自ら助けを市町村に求めないために、状況がつかめなかった。しかし、調査を行うと、数は少ないながらも、15歳以上の被虐待の子どもの予後はあまりよくないことが示された(加藤2012)。先行研究においても結果が報告されている(L.Hicks&M.Stain(2010). G.Reeds, M. Stain, L.Hicks, Sara Gorin(2011). J. Horwath(2013))。虐待の程度は乳幼児に比べ、身体的には「生命の危険」に遠いために、15歳以後の子どもに支援が届きにくく、その姿が見えにくいことも背景要因にあった。著者らが行った調査結果では、困った状態については、困っていても手つかずの状態のために見えにくくなっていることも明らかになった。社会的養護では、1997年より自立支援にむけての取り組みが法定化され、また社会的養護においてアフターケアなどが提言されつつあり、退所児童の支援整備の必要性が強調されている。しかしながら、要保護児童対策地域協議会に登録されている被虐待児の在宅事案については、15歳以上の青少年への十分な取り組みやシステムが確立されているわけではない。今回においては、要保護児童・要支援児童・特定妊婦を対象とする要対協進行管理ケースの15歳以上の被害児、特にネグレクト状態におかれている青少年および家庭への支援実態、支援環境を明らかにしつつ、支援への手がかりを検討する。

2. 研究の目的

虐待防止のための在宅支援をめざす、基礎自治体である市区を調査対象として、要対協に進行管理されている15歳以上の子ども・家庭への支援実態を調査する。同時に子ども若者支援推進法に基づく各市の施策についても調査をし、18歳に到達しても未解決である課題をもつ要対協の事例を引き継ぐ必要性や、実態を把握する。また15歳以上への支援モデルを提出する。
 第1段階 実態調査を通し、15歳以上の子どもの問題把握、相談者、支援状況を明らかにする
 第2段階 要保護児童対策地域協議会調整機関・相談担当者の聞き取り調査から、それぞれの機関の15歳以上の子どもへの支援実態を理解する。
 第3段階 今後、15歳以上の子どもへの支援について、支援者としてどういった点を留意すべきかモデル図を提案し、課題も提出する。

3. 研究の方法

(1) 量的調査

2018年に全国市区悉皆調査（政令市については1通のみとした）を実施する。対象は要保護児童対策地域協議会の進行管理台帳記載の児童虐待関連事例を対象に、在宅支援実態と課題に関するアンケートによる郵送調査を実施した。調査項目として、先行研究をもとに、未解決の問題、つよみ状態、支援状態を設定した。15歳未満から扱っている要対協事例、15歳以上から要対協事例となった例についてそれぞれ2例ずつ回答をお願いした

(2) 聞き取り調査

2019年1月から11月まで、15か所（東北、関東、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄を含む）で実施した。子どもに会えた事例のプロフィール、および支援方法、また要保護児童対策地域協議会の活動や相談活動について、その市の特徴も理解しつつ、共通する支援内容についても検討した。

【倫理的配慮】本学の倫理委員会において認可されたものである。

4. 研究成果

全国市区（区とは特別区を指し、政令市については1か所に配布）759ヶ所に配布し、有効回答281通を得た。プロフィールは以下の通りである。

表1 結果全体のプロフィール

市	政令市	中核市	特別区
239	12	26	4

(1) 15歳以上の子どもの全国市区悉皆実態調査

要対協での初めてののかかわり

281ヶ所（回収率37%）、624事例の回答を得て分析した。要保護児童対策地域協議会事例として初めてかかわった年齢で最も多いのは、15歳未満では10歳～12歳の間である。また

15歳以上では15歳が49.8%を占めた。要対協が関わっている年数では10年以上は11.7%であり、表2でみるように、A群(15歳未満からかかわる15歳以上の子ども)の割合で計算すると、全体で10年以上要対協登録をしている数は18.9%を占めることがわかる。

表2 15歳未満から関わった15歳以上の児(A群)および15歳以上からかかわった児(B群)

	要対協が初めて関わった時の児の年齢										
	0~3歳	4~6歳	7~9歳	10~12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	無回答
全体(N=624)	3.7	7.1	11.5	18.8	8.3	12.5	18.9	12.2	5.6	1.1	0.3
A群(N=387)	5.9	11.4	18.6	30.2	13.4	20.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3
B群(N=237)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	49.8	32.1	14.8	3.0	0.4

要保護児童対策地域協議会相談担当者の子どもの関わり

要保護児童対策地域協議会の事例で要対協が関わっている状況では、「ほとんどなし」が全体で39.7%を占めた(表3)。10年以上の事例においても一度も子どもと面接をしていない例が24.7%を占めていた。

表3 要対協でかかわる回数(子どもに面接をしているかどうかを尋ねた)

	1ヶ月に一度	3ヶ月に一度	半年に一度	1年に一度	ほとんどなし	無回答
全体(N=624)	15.9	22.8	11.4	7.7	39.7	2.6
A群(N=387)	16.8	23.5	12.7	8.8	35.4	2.8
B群(N=237)	14.3	21.5	9.3	5.9	46.8	2.1

回答者の主たる虐待種別

回答の主たる虐待種別は表4である。予想通り、15歳未満からの要対協事例の6割はネグレクトが主となる。B群においてもネグレクトが38.8%だが、心理的虐待が多くを占めた。

表4 虐待種別(主たる虐待種別)

	主たる被虐待種別					無回答
	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	その他	
全体(N=624)	16.5	51.1	3.0	23.7	1.0	4.6
A群(N=387)	15.5	58.7	2.8	18.9	0.8	3.4
B群(N=237)	18.1	38.8	3.4	31.6	1.3	6.8

未解決の課題

15歳以上から関わっているB群の抱えている内容では、全体では「親子間のトラブル」、「気になる行動が継続している」、「経済困窮」、「家族が疾病で養育力低下」が4割を占めた。また気になる行動について詳細をみたところ、複数回答で、不登校が52.1%、15歳未満からかかわってきたA群では63.6%を占めた。ついで、自傷・自殺企図が20.8%を占めた(表5、表6)。

表5 未解決課題 (複数回答) 単位:%

	気になる行動が継続している(児)	基本的な生活態度や生活スキルに欠ける(児)	所属がない(児)	障害・病気に配慮が必要(児)	対人関係が希薄(児)	経済困窮(家族・児)	家族が疾患で養育力低下(家族)	家族間暴力(DV)	親子間のトラブル(家族・児)	地域からの家族の孤立(家族)	援助に乗りにくい	その他	無回答
全体(N=624)	50.8	29.8	14.7	29.0	27.6	43.4	43.1	16.8	52.9	20.7	37.3	9.9	1.9
A群(N=387)	50.4	34.4	13.7	30.0	29.5	47.8	49.1	12.4	48.8	22.7	41.6	10.1	0.8
B群(N=237)	51.5	22.4	16.5	27.4	24.5	36.3	33.3	24.1	59.5	17.3	30.4	9.7	3.8

表6 気になる行動が継続している (複数回答) 単位:%

	家出	非行	性的逸脱	自傷・自殺企図	思いがけない妊娠	不登校	ひきこもり	薬物	不良交友	友人トラブル	無回答
全体(N=317)	18.6	12.0	10.1	20.8	12.6	52.1	18.9	1.6	7.3	16.1	1.3
A群(N=195)	14.4	13.3	8.7	19.5	8.7	63.6	23.6	1.0	9.2	17.9	0.5
B群(N=122)	25.4	9.8	12.3	23.0	18.9	33.6	11.5	2.5	4.1	13.1	2.5

ネグレクトについての未解決部分

51%を占めるネグレクトにおいても、15歳未満からの支援ネグレクト A(N=227)、15歳以上からの B(N=92)で検討をした。

表7 援助へののりにくさ(拒否等)

	ネグレクト	ネグレクト以外	合計
援助にのりにくい	146	76	222
	46.5%	28.3%	38.1%
ない	168	193	361
	53.5%	71.7%	61.9%
合計	314	269	583
	100.0%	100.0%	100.0%
			不明は除く

援助関係について、ネグレクトとネグレクト以外との関係ではピアソンの二乗検定を実施した結果($\chi^2=9.033$, $DF=1$, $P<.01$)となり、ネグレクトは援助にのりにくい(援助拒否)と関連した。要対協開始年齢との関連でみると、ネグレクトで15歳未満から支援開始をしていたネグレクト A群についてみると、援助にのりにくい割合は0~3歳で4割、学齢年齢になると5割前後となっている(表8)。この点について、相談者が子ども面接しているかの表3の結果からもネグレクト A群においてほとんどなしが35.4%を占めており、親の援助にのりにくいことから子どもに会えないこととも関連してくることが示唆される。

表8 援助に乗りにくい年齢について(ネグレクトで15歳未満から支援をしている場合)

支援開始年齢	援助		合計
	援助にのりにくい	のりにくさなし	
0-3歳(N=15)	40.0%	60.0%	100.0%
4-6歳(N=28)	32.1%	67.9%	100.0%
7-9歳(N=47)	48.9%	51.1%	100.0%
10-12歳(N=67)	52.2%	47.8%	100.0%
13-14歳(N=69)	53.6%	46.4%	100.0%

不明1

(2) 訪問調査結果

2019年に15ヶ所を現地訪問し、聞き取り調査を実施した。支援ができていた事例における工夫は、紹介機関(児相や市町村)との連携がなされていたこと、子どもに面接への動機づけや意味づけを説明し、納得してもらっていたこと、ベテランである相談員が職場の理解も得て、根気強く子どもとの面接を家庭訪問も含めて実施していたこと、日ごろの要保護児童対策地域協議会活動において、関係機関である保健、生活保護、障害福祉と連携をしていたこと、10代特定妊婦については15歳以上の子どもに占める割合もあり、公的機関を利用できるスキルが支援により取得できていたこと、二人体制での家庭訪問の工夫がなされていたこと、高校(定時制、通信を含む)と連携がとれていたこと、などの要素にまとめられた。

(3) 支援モデルの提案

大人期に入るための準備段階での要対協の課題を明らかにしたい。長期事例であれば、必ず要対協での相談員が面接をしておく必要があること、またアセスメントを当初から意識すること、また親子への支援についての入り方、つなぎかたについてはより丁寧にする必要がある。乳幼児から要対協事例に登録されていることから、乳幼児期をステージ1、小学、中学をステージ2、15歳以上~18歳未満をステージ3、18歳以上をステージ4として、特徴、支援の課題、留意点について、得られた調査分析、ヒヤリング調査結果から提言をした。

図1は支援モデルの領域をさす。ステージ3が今回の主目的である。それぞれの下の部分は市として実施すべき課題となる。ステージ1からステージ2については15歳未満から担当をする場合の姿勢として提案をしている。共通している点は、アセスメントと支援計画(サービスへの説明)を関係機関と立てる点である。当初の支援方針を早期に立てるため、十分な関係機関からの情報収集をすることの必要性がある。学齢児については、子どものエンパワーメントとして生活スキルをいかにつけさせるのかに焦点をあてていくことが支援者姿勢として求められる。中学生においては2人で家庭訪問をするなどの対応の配慮(親、子別)が必要である。

18				
← 児童福祉法 18歳までの領域 →				
	ステージ1		ステージ2	
年齢	乳幼児期	小学校時期	中学校	青年期（中卒以上）高校生年齢 15歳・16歳・17歳
一般予防	子育て世代包括支援センター			
市町村相談	子ども家庭相談【子ども家庭総合支援拠点】			
多機関連携	要保護児童対策地域協議会（特定妊婦・要支援児童・要保護児童）			子ども若者支援協議会
方針	子どもの権利を保障する アセスメント・支援計画・支援目標・役割分担を基本			
支援	子どものニーズ・家庭支援・生活困難度への対応・関係機関連携・協働・支援効果・評価を重ねる 地域内のインフォーマル・フォーマルサービス・社会資源の把握と開発			

図1 15歳以上の虐待被害児調査から得られた支援者が持つておくべき支援モデル案

<ステージ3> 8項目

青少年に会う工夫（市町村支援をわかりやすい言葉で伝える）

- ・子どもがすでに関わっているところから紹介をしてもらう、導入をってもらうことが重要
児童相談所から市区町村の役割を説明する、医療機関が市町村相談へ相談するように言うなど
- ・家庭訪問（家庭での出会いは幼児期から継続していると、子どもも慣れる）
- ・相談場所の工夫（一対一でかかわってくれるところの確保）
- ・生活保護のSWなどとも連携し生活困窮制度の自立支援前の相談を活用する
- ・障がい者福祉など具体的なサービスがついている場合には有効
- ・地域包括支援センターの利用
- ・不登校の場合の会い方の工夫、10代妊娠の相談の工夫（保健、医療機関との連携）

寄り添える人、コーディネイトできる人の工夫

目的は子どもへのエンパワーメント、自尊心、自助力、生活技術力をのばしていきける工夫、コミュニケーション、子ども自身に働きかける、ネグレクトなどについて子ども自らが理解を深めること（Rees 2011） 個別ケース検討会議参加への支援及び代弁者になりうる役割配置

青少年であれば、保護者に対応するより、子どもに直接対応しエンパワーメントする
SOSが出せるスキル、生活スキルを伸ばす、10代妊娠出産後の居場所・生活安定の確保
相談窓口の広報の必要性

年1回、市内の高校を含む子どもの所属機関にパンフレットを配布し広報、SNSも利用。

青少年への心理教育、及び居場所づくり（自立援助ホームなど）を行う

気軽にメンタルヘルスの相談ができる場所や病院の紹介、親への説明

気軽に身体について話せる無料クリニックの提供、住居支援

家族調整ができる場が必要である

子どもの代弁者、大人の代弁者として時に通訳的な橋渡しができる担当者としての要対調整
担当の役割の可能性の検討

問題行動に対しての日頃の機関連携の強化 支援者同士のつながりの必要性

生活困窮、障がい者福祉、医療機関、保健、地域生活支援センター、メンタルフォロー、居場所
づくり、ひきこもり予防、若者サポートステーションなどとの日頃からの連携

<ステージ4>は、18歳に達してなお必要な支援の必要性を提起した。未解決の課題が多いため、家庭調整を含め自立へむけた力を得ていく機会を得る必要性が継続する。よき仲間、大人との出会いをどのように作ることができるか、回復力に必要な要素について意識する支援者の存在は欠かせない。子ども若者支援協議会の機能、青少年支援を含めた検討が必要である。

<引用文献>

- Gwyther Rees, Mike Stain, Leslie Hicks and Sarah Gorin : Adolescent Neglect, JKP.2011.
L. Hicks & M. Stain ;Neglected Matters,2010

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 加藤 曜子	4. 巻 31-2
2. 論文標題 多機関共同アセスメントから支援計画推進への課題 - 15年目を迎える要保護児童対策地域協議会の情報共有の強化に応じて -	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 流通科学大学論集 - 人間・社会・自然編 -	6. 最初と最後の頁 65-75
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 加藤 曜子	4. 巻 30-1
2. 論文標題 児童福祉法改正に関する課題 市区町村の役割を中心に	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 流通科学大学論集 - 人間・社会・自然編 -	6. 最初と最後の頁 41-55
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 加藤 曜子	4. 巻 6
2. 論文標題 市町村の役割と児童福祉法改正	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 市政	6. 最初と最後の頁 30-32
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 加藤 曜子	4. 巻 108-9
2. 論文標題 要保護児童等に対する機関間連携の活性化	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 都市問題	6. 最初と最後の頁 42-50
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 加藤 曜子、安部 計彦、佐藤 拓代、畠山 由佳子、三上 邦彦	4. 巻 64-13
2. 論文標題 ネグレクトで育った子どもたちへの虐待防止ネットワーク - 10代親への支援の実態調査より -	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 厚生指標	6. 最初と最後の頁 33-41
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 加藤 曜子	4. 巻 36-3・4
2. 論文標題 児童虐待防止に向けた取りくみー10代特定妊婦・親と市区町村要保護児童対策地域協議会の役割	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 思春期学	6. 最初と最後の頁 319-325
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 加藤 曜子	4. 巻 787
2. 論文標題 要保護児童対策地域協議会における機関連携の在り方について	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 教育と医学	6. 最初と最後の頁 55-61
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 加藤 曜子	4. 巻 1051
2. 論文標題 児童虐待防止・支援のための多職種 / 多機関間の連携	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 健康教室	6. 最初と最後の頁 19-21
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 加藤 曜子	4. 巻 58
2. 論文標題 児童虐待防止法及び児童福祉法改正についての概観と今後	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 自治体法務研究	6. 最初と最後の頁 16-20
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 加藤 曜子
2. 発表標題 ネグレクト家庭への支援の実情
3. 学会等名 第23回学術集会ちば大会日本子ども虐待防止学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 加藤 曜子
2. 発表標題 精神科医による子ども虐待予防のための親支援 要保護児童対策地域協議会利用
3. 学会等名 第113回日本精神神経学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 加藤 曜子
2. 発表標題 要保護児童対策地域協議会に登録される15歳以上の被害児への実態調査から
3. 学会等名 第25回日本子ども虐待防止学会ひょうご大会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	安部 計彦 (ABE Kazuhiko)	西南学院大学・人間社会学部・教授 (37105)	
研究協力者	三上 邦彦 (MIKAMI Kunihiko)	岩手県立大学・社会福祉学部・教授 (21201)	
研究協力者	八木 安理子 (YAGI Arika)		
研究協力者	吉田 恵子 (YOSHIDA Keiko)		
研究協力者	北村 充 (KITAMURA Makoto)		